

政策ネットワークの変化に関する研究

－ 韓国の電子政府政策を事例に －

安 善 姫

概 要：

政策ネットワークは、政策問題の解決に向けて官民のアクターが資源を交換する関係を形成するゲームの場である。このような政策ネットワークは一度形成されると、そのまま固定するものではない。政策ネットワークは形成と消滅という外的変化はもちろん、アクターの入れ替えとそれによる選好の変更という内的変化を経る。本研究は政策ネットワークの変化とは何か、その変化はいかに観察できるのかを検討することを目的とし、韓国の電子政府政策を事例として取り上げる。

そして、韓国における電子政府政策ネットワークをⅠ期（金永三政府の1998年まで）、Ⅱ期（金大中政府の2003年まで）、Ⅲ期（盧武鉉政府の2008年まで）、Ⅳ期（李明博政府の2013年まで）、Ⅴ期（現在の朴槿恵政府）に分けて分析した。その結果、韓国の電子政府政策ネットワークは閉鎖的な状態でスタートし、その規模が拡大するとともに、開放的な状態に変化した。また、アクター間関係は協力関係であったり、競争的关系であったり、深刻な葛藤関係であったりするなど様々な関係が形成されていた。

しかしながら、このような政策ネットワークの変化は電子政府政策の成果に大きな影響を及ぼしたとはみられない。韓国の電子政府事業は完了時期が遅れたり、関連法案の作成及び成立が遅延されたりするなどのことはあったが、掲げていた目標はすべて達成されていた。

キーワード：政策ネットワーク、電子政府、政策過程

1. はじめに

政策ネットワークは、政策問題の解決に向けて官民のアクターが資源を交換する関係を形成するゲームの場であり（Börzel, 1998:254; 風間, 2013:7）、資源依存の構造になっていない他の複合体（complex）とは区別される（Benson, 1982:148）。このような政策ネットワークは一度形成されると、そのまま固定するものではない。政策ネットワークは形成（formation）、発展（evolution）、変更（transformation）、消滅（termination）という過程を経ながら常に変化する（Hay & Richardson, 2000）。政策ネットワークの変化は、ネットワークの形成や消滅という外的変化からも説明できるが、ネットワーク内のアクターの入れ替えとそれによる保有資源の変化、アクターの選好や戦略の修正、ルールまたは規範の変更という内的変化を含む概念となる（Compston, 2009: 34-51）。

その他に、政策ネットワークが閉鎖的な状態から開放的な状態になる、もしくは協力的な関係から葛藤関係に変わるなど政策ネットワークの構造・権力関係の変化が考えられる。政策ネットワーク内のアクターはお互い違う利害関係を持っているので、政策の優先順位を確保したり、自分が所掌する事務の領域（turf）を防御したりするために、葛藤が発生する可能性がある（今村, 1985: 127, Yanay, 1989: 343, Peters, 1998: 298, パク他, 2004: 109-116）¹。そして、このような葛藤は政策ネットワーク内のアクター間関係の変化に影響を及ぼす。

政策ネットワークの変化をもたらす要因として、Smith（1993:91-97）は①国際情勢の変化、

¹ 今村は日本における共管競合問題は各省庁への所掌事務の配分の仕方と、採用から退職後の再就職に至るまでのすべての人事が各省庁別に行われている人事管理制度に起因すると指摘している（今村, 1985: 127-129）。パク他は韓国の15省庁の課長級以上の官僚640人をへ、

②経済的・社会的変動、③新しい問題の発生、④新しい技術の発見及び導入、⑤政策ネットワーク内の葛藤 (internal divisions)、⑥行政首班の権力 (despotic power)、⑦政策ネットワーク間の葛藤 (challenges between networks)、⑧政策ネットワーク内でのアジェンダ及び合意の変化 (challenge within communities) を提示している²。Marsh&Rhodes (1992:257-259) は、①経済的・市場的要因、②政権交代と執権党の理念、③知識的・技術的要因、④制度的要因を取り上げている。Hay & Richardson (2000:21) は、①政策ネットワークを巡る環境の変化、②政策ネットワークの目標達成、③政策ネットワークの目標未達成という3つの状況においてアクターの脱退と補充、そしてアジェンダの再設定が行われ、その過程で政策ネットワークに変化が生じると説明している。

本研究では政策ネットワークの変化を検討することを目的にし、政策ネットワーク論を用いた韓国の電子政府政策の分析を試みる。政策ネットワーク論は、参加するアクター間の関係、アクターが持つ資源、ネットワーク構造の観点から政策及び政策過程を分析するアプローチ (Smith, 1993: 56, 風間, 2008: 19, 安, 2009: 105) であり、メゾ・レベルでのアクター間関係に焦点を当てるので、時間の経過に伴うアクターのダイナミックな動きが把握できるというメリットから、政策過程を理解するには最適のモデルであると考えられる³。日本において政策ネットワークに関する研究は多数存在するが⁴、政策ネットワークの変化に対する研究はあまり見られていない。しかしながら、政策ネッ

トワークの変化とは何か、政策ネットワークの変化は政策成果にどのような影響を及ぼすのかなどを検討することは、分析の枠組みとして政策ネットワーク論を活用できるテーマを広げ、政策ネットワーク論の発展に寄与すると考えられる。

韓国の電子政府政策はグローバル化・情報化という時代の流れに対応するために、大統領のイニシアティブで国政課題として採択されている。そして、1990年代末の金大中政府において電子政府事業が本格化され、盧武鉉政府、李明博政府、そして現在の朴槿恵政府に至るまで一貫して政府の核心的な事業の一つとして推進されている。このような取り組みは UNDESA (国連経済社会局) から隔年で発表される電子政府ランキングで、2010年・2012年・2014年の3回連続に1位となるなど、世界からも一定の評価を得ている⁵。その他に、政策を総括する省が旧情報通信部⁶から行政自治部が変わったり (2004年)、未来創造科学部という新たなアクターが参入したり (2013年) するなどアクターの変化が生じている分野でもある。ダイナミックな変化が見られる韓国の政治・行政において政府ごとに断絶される政策も多い中で、20年以上にわたる政策ネットワークの変化を検討するに当たって電子政府政策は適切な事例であると考えられる。さらに、韓国の電子政府事業は世界から高い評価を受けていることから、日本の電子政府政策に有意味な視点を提供できる可能性がある。

対象にしたアンケート調査結果に基づき、韓国における省庁間葛藤の原因は、①省庁間の政策優先順位の相違、②権限の重複と不明な管轄権、③対案選択における省庁間の見解差、④葛藤発生の際にその問題を調整する管理体制の不備を指摘した (バク他, 2004: 109-116)。しかしながら、省庁間の葛藤がいつも否定的な結果をもたらすわけではない (今村, 2006: 13)。縄張り争い (domain overlap) による省庁間の葛藤は、葛藤関係にある省庁がその業務を自分の領域であることを主張するためにも、環境の変化に柔軟に対応できる組織体系に変えていくなどいわゆる革新 (innovation) を行うことがある。その過程において各省の職員には自分の組織や仕事に対する忠誠心 (loyalty) を高める効果があることが指摘されている (Yanay, 1989:343)。

² Smith (1993) は正確には政策コミュニティの変化要因について説明している。⑤ネットワーク内の葛藤は、新しいアクターの参加や新しいイシューの採択などが既存のネットワーク内の合意を破ることを指す。⑥行政首班の権力は政党理念や首相・大統領の権力を指す。⑦政策ネットワーク間の葛藤は政策分野を巡るネットワーク間の縄張り争いを指し、その争いの勝者が行政首班など強い権力を持っている人の決定に影響を及ぼすことが可能であるとしている。

³ 政策ネットワーク論は一種の記述モデルであり、分析の枠組みとして有用性を持つためには研究者の更なるアレンジが必要である (Dowding, 1995:136-158; Marsh & Smith, 2000:4-21; 風間, 2013: 12-13)。

⁴ 政策ネットワーク論の理論を主に検討した研究 (風間, 2008・2013; 西岡, 2004)、特定分野の政策を検討した研究 (佐藤, 2014; 安, 2009; 風間, 2002・2003, 今里, 2002) などがある。

⁵ 約190カ国が対象になるこの調査は2002年に「電子政府発展指数 (e-Government Development Index)」のランキングを発表することからスタートし、2003年からは「オンラインの参加指数 (e-Participation Index)」が加わっている。また、2002年-2005年は毎年、2008年から隔年で調査・発表されている。

⁶ 韓国の中央行政組織を指す「部」は日本の「省」に該当する。

表 1 韓国における時期別の電子政府政策

段階	電子政府準備期	電子政府着手期	電子政府推進期	電子政府成熟期	電子政府改革期
政府	～金永三政府	金大中政府	盧武鉉政府	李明博政府	朴槿恵政府
時期	～1998年	1998年—2003年	2003年—2008年	2008年—2013年	2013年—現在
主要政策	・「行政電算化基本計画」(1978年) ・「国家基幹電算網基本計画」(1984年) ・「超高速情報通信基盤構築総合計画」(1994年) ・「情報化促進基本計画」(1996年)	・「電子政府11大課題」(2001年)	・「電子政府ロードマップ31大課題」(2003年)	・「第4次国家情報化基本計画」(2008年)	・「第5次国家情報化基本計画」(2013年) ・「政府3.0推進基本計画」(2013年)
主要法	・「電算網利用促進と普及・拡張に関する法律」(1986年) ・「情報化促進基本法」(1995年)	・「電子署名法」(1999年) ・「電子政府法」(2001年) ・「情報格差解消法」(2001年) ・「情報通信網保護法」(2001年)	・「改正電子政府法」(2007年)	・「国家情報化基本法」(2009年) ・「改正電子政府法」(2010年) ・「行政情報共同利用法」(2010年)	・「情報通信振興及び融合活性化などに関する特別法(ICT特別法)」(2013年)
所管省庁	旧通信部 ⁷ (旧情報通信部)・旧総務処 ⁸	旧情報通信部・行政自治部	旧情報通信部・行政自治部	旧行政安全部	未来創造科学部・行政自治部
諮問機構・所属委員	情報産業育成委員会(1983年)・国家基幹電算網調整委員会(1984年)・電算網調整委員会(1987年)／情報化推進委員会(1996年)	電子政府特別委員会(2001年)	電子政府専門(特別)委員会(2004年)	国家情報化戦略委員会(2008年)	情報通信戦略委員会(2014年)
	大統領府・旧通信部／国務総理室	大統領府政府革新委員会	大統領府政府革新地方分権委員会	大統領府民官合同委員会	国務総理室
	大統領秘書室長・旧韓国電算院長／国務総理	有職者	有職者	国務総理・有識者(共同)	国務総理
支援機関・所属	旧韓国電算院	旧韓国電算院	旧韓国情報社会振興院	韓国情報化振興院	韓国情報化振興院
	旧通信部	旧情報通信部	行政自治部	旧行政安全部	未来創造科学部

<出所> 韓国情報化振興院『2009年度韓国情報化白書』2009年に基づき筆者作成。

2. 分析の枠組み

本研究では韓国情報化白書の分類を参考にし、韓国における電子政府政策ネットワークをI期(金永三政府の1998年まで)、II期(金大

中政府の2003年まで)、III期(盧武鉉政府の2008年まで)、IV期(李明博政府の2013年まで)、V期(現在の朴槿恵政府)に分けて分析する。具体的にみると、I期は韓国において電子政府の概念が一般化されていなかった時期であり、

⁷ 旧通信部は金永三政府で旧情報通信部に再編されたが、2008年の李明博政権で解体された。

⁸ 1997年に総務処と内務部が統合され行政自治部となった。行政自治部(1997年)－旧行政安全部(2008年)－旧安全行政部(2013年)－行政自治部(2014年)は同一組織である。

情報産業の活性化という観点から情報化インフラを構築する電子政府の準備期に該当する。Ⅱ期は韓国で電子政府事業が本格化された時期であり、旧情報通信部の主導で電子政府に関連する制度・環境の整備が行われた。Ⅲ期は電子政府の推進期で、旧情報通信部と行政自治部の間に電子政府事業の主導権を巡る争いが激しかった。Ⅳ期は旧情報通信部の解体に伴い電子政府政策の主導権が行政自治部に移されたが、情報化に対する専門的知識やノウハウを持つ旧情報通信部の不在により新たな混乱が発生していた。Ⅴ期は旧情報通信部の後身となる未来創造科学部が新設され、韓国の情報化政策の総括機能は未来創造科学部により担われている。

そして、政策ネットワークの変化を測定する変数として、上で検討した先行研究に基づき、①アクターの入れ替え、②政策ネットワークの構造変化（葛藤的關係から協力的な関係への変化⁹、もしくは閉鎖的状态から開放的状态への変化¹⁰など）、③政策ネットワークを巡る環境の変化（大統領の関与度¹¹）を取り上げた。大統領が政策ネットワークの環境を表す変数になることについては議論の余地があるだろう。Compston（2009：20）は政策ネットワークに参加する中央レベルのアクターとして、中央省庁、規制機関、格付け機関（commercial agencies）、非省庁公共機関（non-departmental public body）、準司法機関が一般的であるとしているが、政策決定において議論や調整が必要な時とか、重要な承認が必要な時には、大臣（長

官）、機関の長、一部の国では大統領を含んだ政治的責任者（political executive）が含まれるとしている。

韓国における政官関係は大統領や長官など行政の上位に位置する政治的責任者の圧倒的な優位が論じられている（キム、2006）。韓国では議会と政治圏の政策決定機能が弱く行政権が肥大であるものの、行政府の内部では大統領や長官に莫大な権力が集中し、官僚の自律性は弱いということが一般的な見解となる。また、政策ネットワークの変化をもたらす外的要因の一つとして政権交代が示されているが、本研究における韓国の電子政府政策ネットワークの分類は新しく執権した政府を基準にしていて、政権交代の意味が含まれている。このような理由から政策決定に莫大な影響力を及ぼす韓国の大統領の関与度は政策ネットワークの環境変化を表す変数になれると考える。以上のことを踏まえて、本研究では<図1>のような変数を設定し、電子政府ネットワークの変化を検討する。

3. 韓国における電子政府事業の展開

韓国における電子政府政策の特徴は以下のようによまとめられる。第一に、大統領の主導でアジェンダ設定が行われるなど、特に初期において大統領が積極的に関与している。1980年代からコンピューターやインターネットなどICTの発達により¹²、情報通信産業を活性化させる

区分	政策ネットワークの変化
I期：金永三政府（1998年まで）	①アクター ：アクターの入れ替え
Ⅱ期：金大中政府（2003年まで）	②政策ネットワークの構造 ：葛藤的／協力的もしくは閉鎖的／開放的
Ⅲ期：盧武鉉政府（2008年まで）	
Ⅳ期：李明博政府（2013年まで）	③政策ネットワークの環境 ：大統領の関与度
Ⅴ期：朴槿恵政府（現在）	

<出所> 筆者作成。

図1 分析の枠組み

⁹ 政策ネットワーク内のアクター間関係が葛藤的か協力的かは、文献記録やメディアの報道により判断する。

¹⁰ 政策ネットワークの状態が閉鎖的か開放的かは、非公式アクターの活動があるかどうかで判断する。

¹¹ 大統領府関係者が委員会の委員として参加するだけでなく、大統領に直接報告する体系を整っているかどうかで判断する。

¹² 1980年代を前後に情報化社会の到来及び重要性を主張する著書が全世界的に大きな影響を及ぼしていた（例、D.Bell, *The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting*, New York: Basic Books, 1973; A.Toffler, *The Third Wave*, New York: Bantam books, 1980）。また、1974年には最初の個人用コンピューターの「Altair」が開発され、1970年代後半からはアップル社をはじめIBMなどの企業がPC産業の主導権を巡る競争が始まっていた。韓国でもこのような情報化の潮流に乗り遅れないように関連産業の活性化を図る環境整備を検討した。

制度・環境の整備が韓国においても重要な課題となった。韓国の大統領は「情報化大統領」というタイトルに意欲をみせていたので（イ、2012：71-77）、大統領候補者の公約としても情報化の推進は有効な戦略となった。第二に、韓国の電子政府事業の着手期はIMF危機の時期と重なるが、経済危機を克服する手段の一つとして情報化が考えられた。いわゆる政府改革の目的からではなく、情報化産業を支えるために効率的な政府が必要である論理から電子政府事業が始まっている¹³。第三に、韓国の電子政府事業はトップダウン方式で行われ、比較的短期間で電子政府に関連する制度・環境の整備が行われた。第四に、韓国に限ることではないが、電子政府に関連する政策を検討するためにはICT技術に対する専門的スキル及び知識が重要である。

3.1 I期：電子政府の準備期（～1998年まで）

I期は韓国で情報化を進めるための社会的環境を整備する時期となる。韓国では1978年から10年間に渡って旧総務処が策定した「第1次行政電算化基本計画」により行政電算化事業が推進されたが、大きな成果はないまま終了した（旧韓国電算院、2005：17）。韓国で初めて情報化に関心を示したのは全斗煥政府（1980年～1988年）であった。1980年代に入り先進国を中心に情報社会に向けての取り組みが加速化するとともに、産業と技術の側面からコンピューターと通信を結合する動きが始まった。情報化を進める初期段階では

それに関連する産業基盤が弱く、民間から情報化への積極的な投資を期待することが難しかったため、公共部門のリードによる市場形成が重要になる。したがって、全斗煥政府は1983年を「情報産業の年」と宣布し、情報産業を体系的に育成する方策を議論しはじめたのである（旧韓国電算院、2005：34）。そして、大統領秘書室長を委員長とする「情報産業育成委員会」¹⁴を大統領直属に設置し、国家基幹電算網事業¹⁵を重要課題として採択した。1986年5月に「電算網普及の拡張と利用促進に関する法律」が制定されると、「情報産業育成委員会」は「電算網調整委員会」¹⁶に再編されると同時に、その委員会を技術的にサポートするために「旧韓国電算院」¹⁷が旧通信部の傘下に設置された。

1992年12月に行われた第14代大統領選挙で「情報産業の育成」を公約として掲げて執権を果たした金永三政府（1993年～1998年）は旧通信部を「旧情報通信部」に拡大再編し、韓国の情報化政策を総括する組織にした¹⁸。そして、1995年8月に制定された「情報化促進基本法」により、5年毎に国家情報化計画を策定することが義務化された。金永三政府で初めて策定された「情報化促進基本計画」に含まれる「情報化10大課題」中の一つが「小さくて効率的な電子政府の具現」であり、電子政府という概念・言葉が公式文書ではじめて登場した。その他、1996年に情報化関連企業などをサポートするために「情報化促進基金」を旧情報通信部の傘下に設置すると同時に、国家情報化に関連する政策を審議・調整する「情報化推進委員会」¹⁹を新設した。

¹³ IMF危機を克服した以降の盧武鉉政府からは、電子政府の推進目的は公共部門の改革にあることが強調された（キム、2005：54）

¹⁴ 「情報産業育成委員会」は1984年に「国家基幹電算網調整委員会」に名称が変更された。そして、この委員会は1987年に「電算網普及の拡張と利用促進に関する法律」に基づく「電算網調整委員会」と再編され、委員長は旧韓国電算院長が任命された。

¹⁵ 国家基幹電算網事業は、機能的に行政電算網（政府・政府投資機関）、金融電算網（銀行・保険・証券機関）、教育・研究電算網（大学・研究所）、国防電算網（国防関連機関）、公安電算網（公安関連機関）の5つ分野に分けられ推進された。

¹⁶ 電算網調整委員会の委員には、行政改革推進団団長、行政支援関係省庁次官、大統領府政務官2人（経済・教文主務秘書官）、技術振興審議会情報産業委員長が委嘱された（旧韓国電算院、2005：35）。

¹⁷ 「電算網利用促進と普及・拡張に関する法律」（1986年）に基づき1987年に設立された中央政府の研究機関である。2006年に韓国情報社会振興院へ、2009年に韓国情報化振興院へ名称・所属が変更されている。

¹⁸ 1994年12月23日に旧通信部を旧情報通信部に拡大する案を盛り込んだ「改正政府組織法」が国会を通過した。旧情報通信部は、韓国の情報化政策を総括する省となり、情報通信政策、郵便事業、電波放送管理、通信金融、情報通信支援及び協力に関する業務を所管することとなった。情報化政策全般を所管する中央省庁は世界的に珍しい組織ということで、これをベンチマーキングした国は31カ国に及んだといわれている。

¹⁹ 「情報化推進委員会」は電算網調整委員会の後身となり、国務総理が委員長であった。委員には、国会事務総長、法院行政処長、関連省庁の長官が委嘱されていたが、国会事務総長と法院行政処長は審議事項が当該機関の業務と関連されている場合のみ出席する。情報化推進委員会の傘下には各省の次官と有職者により構成される「情報化推進実務委員会」が設置された。

表 2 韓国の国家情報化計画

区分	1996年6月	1999年3月	2002年4月	2003年12月	2008年12月	2013年12月
計画名	第1次： 金永三政府	第2次： 金大中政府		第3次： 盧武鉉政府	第4次： 李明博政府	第5次： 朴槿恵政府
	情報化促進 基本計画	Cyber Korea21	e-Korea Vision 2006	Broadband IT Korea Vision 2007	国家情報化 基本計画	国家情報化 基本計画
期間	1996-2000年	1999-2002年	2002-2006年	2003-2007年	2008-2013年	2013-2017年
目標	2000年まで 世界最高水準 の情報化実現	創造的知識基 盤国家の建設	グローバル リーダー e-Korea の実現	Broadband IT Korea の具現	ICT 活用の 高度化	情報化を通じた創 造経済の牽引
特徴	情報化事業の中 で波及効果が大 きい10大重点 課題を選定	IMF 事態を克服 するために情報 化を通じた新た な雇用創出と景 気活性化	Cyber Korea21 の目標が早期達 成され、新たな 計画の策定	電子政府ロー ドマップと31 大課題の推進	スマート電子政 府、情報資源の 統合による融合 サービスの提供	無線・モバイル などの技術を活 用した創造経済 の実現

<出所> 韓国情報化振興院『2013年度韓国情報化白書』2013年、45頁に基づき筆者作成。

3.2 II期：電子政府の着手期（2003年まで）

電子政府事業が本格化された時期であり、金大中政府（1998年～2003年）がこの時期に該当する。金大中政府は執権3年目の2001年1月1日に行われた新年祝辞で「政府があなたの手の中に」をスローガンに掲げ、2003年まで電子政府を具現すると宣布した。そして同年1月30日に当時の安文錫高麗大学教授を委員長とする「電子政府特別委員会」を設置し、「電子政府を具現するための11大課題」を発表した。電子政府特別委員会は形式的に大統領諮問機関である政府革新推進委員会の傘下機構となるが、実質的には独立的運営が保障され大統領に直接報告する体制をとった（韓国電子政府特別委員会、2003：18）。

電子政府特別委員会は関係省庁の次官と有職者による15人²⁰で構成され、幹事として大統領府政策企画秘書官が会議に出席した。政策企画秘書官の出席は安委員長の特別な要請によるもので、省庁間意見を調整する役割が期待された。電子政府特別委員会の技術的支援は旧韓国電算院が、政治的支援は大統領府で行い、民間

委員会としては政府内に莫大な影響力を行使した（政府革新地方分権委員会、2005：35）。2001年から2年間で2,084億ウォンの財源が投入された電子政府の11大課題を通じて、電子政府のフォーータルサイト（G4C）、電子商取引を行う「ナラ市場」（G2B）など代表的な韓国の電子政府事業が2年という短い期間で完了された。また、電子文書処理及び行政情報共有など電子政府推進の法的根拠となる「電子政府法（2001年）」もこの時期に制定された。

3.3 III期：電子政府の推進期（2008年まで）

2003年2月に発足した盧武鉉政府は「政府組織法」を改正し、電子政府政策の総括組織を旧情報通信部から行政自治部に変えるなど電子政府の推進体系を再編した²¹。それで旧情報通信部が所管していた電子政府の事業権、情報化促進基金の業務などが2004年4月に行政自治部に移管された。また、大統領諮問機構である「政府革新地方分権委員会」傘下に「電子政府専門委員会」を設置し、「電子政府ロードマップ31大課題」を発表した。しかし、電子政府

²⁰ 委員長を除いて、民間委員に大学教授4人と政府傘下情報関連研究所2人が、政府委員には旧財政経済部次官、旧教育人的資源部次官、行政自治部次官、旧情報通信部次官、保健福祉部次官、労働部次官、旧企画予算処次官、國務調整室經濟調整官の8人が委嘱された。

²¹ 盧武鉉政府では、行政自治部が所管していた公務員人事権が「中央人事委員会」に移管された。その代わりに電子政府総括を行政自治部に移管させ、行政自治部の機能空白を埋めるという政治的な意図があったと指摘されている（ユ&ユン、2006：404-405）。

表3 電子政府の11大重点推進課題

分類	推進課題	所管省庁
国民と企業に対するサービス革新事業	・単一窓口を通じた行政サービスの革新	行政自治部
	・4大保険の情報システムの連携	保健福祉部・労働部
	・政府の統合電子調達システムの構築	調達庁
	・インターネットを通じた総合国税サービスの提供	国税庁
行政の生産性を高める事業	・国家財政情報システムの構築	旧財政経済部
	・市郡区の行政総合情報化	行政自治部
	・全国単位の教育行政情報システムの構築	旧教育人的資源部
	・標準人事管理システムの構築	旧中央人事委員会
	・電子決裁及び電子文書の流通の定着	行政自治部
電子政府基盤構築事業	・汎署名・電子官印システムの構築	旧情報通信部・行政自治部
	・汎政府的統合電算環境の段階的構築	旧企画予算処・行政自治部・旧情報通信部

<出所> 韓国電子政府特別委員会『電子政府白書』2003年、105頁。

専門委員会の位相を巡って異見²²が提起され、2005年6月に金大中政府のように政府革新地方分権委員会に属しながらも独立委員会としての性格を持つ「電子政府特別委員会」に再編した。そして、旧韓国電算院は「旧韓国情報社会振興院」に名称が変わり、行政自治部の傘下と

なった。

3.4 IV期：電子政府の成熟期（2013年まで）

2008年2月に新しく発足した李明博政府は

表4 金大中政府と盧武鉉政府の委員会の比較

区分	金大中政府	盧武鉉政府	
	電子政府特別委員会	電子政府専門委員会	電子政府特別委員会
所属	政府革新推進委員会の傘下に属しながら、唯一の準独立的特別委員会	政府革新地方分権委員会の6つ専門委員会の一つとして並列存置	政府革新地方分権委員会（2期）に属しながら、他の委員会とは違う特別委員会
根拠法令	政府革新推進委員会規定（大統領令）	政府革新地方分権委員会規定（大統領令）	政府革新地方分権委員会規定（大統領令）
期間	2001.1～2003.1	2003.5～2005.5	2005.6～2006.1
位相	次官級	実・局長級	次官級
委員	民間（7人）、政府（政策調整秘書官、行政自治部、旧情報通信部、旧予算企画処などの関係省庁次官の10人）	民間（15人）、政府（行政自治部、旧情報通信部、旧予算企画処、国会室・局長、革新委運営室長の5人）	民間（13人）、政府（行政自治部、旧情報通信部、旧予算企画処、大統領秘書室主席秘書官、韓国電算院長の5人） ²³
委員任期	2年	1年	2年
実務委員会	運営（関連省庁の官僚）	不在	不在
行政支援	・旧情報通信部（技術・基金） ・旧予算企画処（予算） ・行政自治部（行政）の協力 ・旧韓国電算院の技術支援	・行政自治部（予算）の支援 ・旧韓国電算院の技術支援	・行政自治部（予算）の支援 ・旧韓国電算院（後の旧韓国情報社会振興院）の技術支援

<出所> 韓国政府革新地方分権委員会『参与政府の電子政府』2005年、40頁。

²² 電子政府政策は情報技術に対する知識が必要な分野で、国家均衡発展を中心に論議を進める「政府革新委員会」の傘下委員会としてはふさわしくないという指摘が多かった（キム、2009）。

²³ 民間委員13人は全員大学教授であり、その他に諮問委員として政府傘下行政関連研究所2人、大学教授2人、民間企業関係者（サムソンSDS）が委嘱された。

旧情報通信部の解体を決定し²⁴、既存の旧情報通信部の機能・業務を新設される放送通信委員会、知識經濟部、文化体育観光部、そして旧行政安全部に分散し移管させた。情報化に関連して見ると、情報通信産業及び情報通信振興基金－知識經濟部、通信放送政策－放送通信委員会、デジタルコンテンツ－文化体育観光部、情報化政策の総括－旧行政安全部となった。また、2008年8月26日には「第2次公共機関先進化推進計画案」を発表し、情報通信に関連する研究機関の統廃合が行われ、既存の旧韓国情報社会振興院は廃止され、その機能を承継する韓国情報化振興院(NIA)が新設された²⁵。

さらに、1996年から韓国の情報化政策の基本軸となっていた「情報化促進基本法」が2009年8月23日に「国家情報化基本法」に改

正された。それに伴い、情報化推進委員会は廃止され、韓国の情報化政策全般を審議・検討する「国家情報化戦略委員会」が新設された。委員は民間委員13人²⁶、政府委員15人に構成され、委員長には国務総理と李珪範 KAIST 教授が共同で担う体制となった²⁷。

3.5 V期：電子政府の改革期（現在）

2013年2月に発足した朴槿恵政府の政府組織改編案は大きな関心が集められたが、それは学界を中心に ICT に関連する政府組織の新設が強く主張されていたことに関連する²⁸。そして、その意見を収斂する形で新設された「未来創造科学部」に放送・通信・科学技術に関連する研究開発(R & D)と国家情報化の総括機能

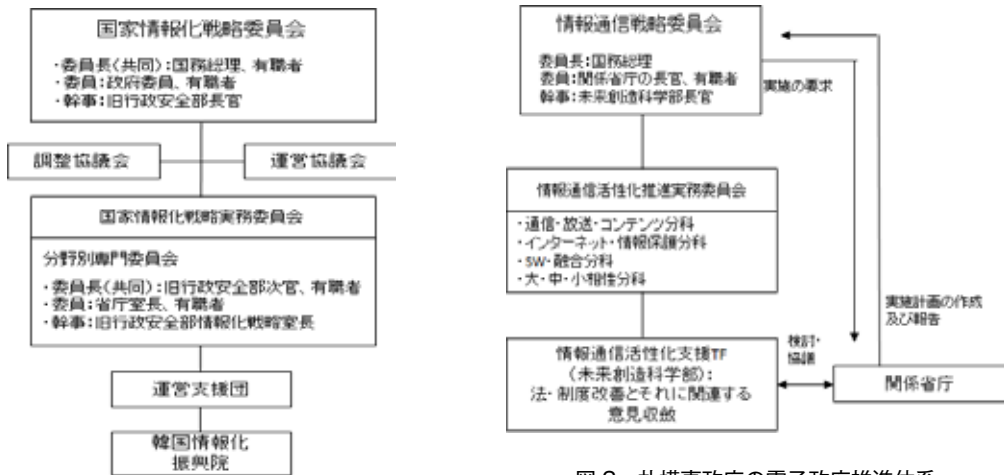


図3 朴槿恵政府の電子政府推進体系

図2 李明博政府の情報化推進体系

²⁴ 旧情報通信部の解体を議論したのは、「第17代大統領引受委員会」であった。大統領引受委員会は「大統領引受に関する法律」(2003年制定)に基づいて設置される臨時的委員会、新しい政府が選挙公約や政策をより効果的に移行できるような制度・体制を検討する。「第17代引受委員会」は中央省庁再編のモデルとして日本の橋本内閣を参考にしているとされているが、省庁のスリム化を図る過程で情報通信部の廃止が決定されたとみられる。当時の盧武鉉大統領は記者会見でこの改正案を批判し、当時の大統領合民主新党も「情報通信部の解体を再検討すべき」であると声明を出した。当時の情報通信部の関係者らは解体を防ぐために国会と第17代引受委員会に必死に接触していたが、その決定をひっくり返すことはできなかった(『イ・ヒョンドクの情報通信部：Goodbye 情報通信部』『電子新聞』、2014年11月6日)。

²⁵ 情報通信に関連する10以上の研究機関が韓国インターネット振興院(KISA)、情報通信産業振興院(NIPA)、韓国コンテンツ振興院(KOCCA)の4つの機関に再編された。

²⁶ 民間委員としては大学教授9人、企業関係者2人、政府傘下研究所1人、言論人1人が委嘱された。

²⁷ 2009年に設置された国家情報化戦略委員会は2011年に運営支援団、調整協議会、運営協議会が新たに設置された「2次委員会」に再編された。(『国家情報化戦略委員会「存廃」危機』『韓国電子新聞』2011年8月8日)。

²⁸ 韓国行政学会は2012年6月28日の夏期学術大会で政府組織改編の原則と方向に対する学会案を発表した。具体的な内容は、以下のようになる。①大統領室に国家未来戦略委員会を新設する。②行政安全部を国務総理室の行政支援処と安全行政部に分離する。③情報通信競争力と国家社会の持続的成長の観点から新しい情報通信部を新設する。

が移管された²⁹。また、2014年2月には「国家情報化基本法」の32カ条項が改正されると同時に「情報通信振興及び融合活性化等に関する特別法」が制定された。それにより既存の国家情報化戦略委員会は廃止され、「情報通信戦略委員会」³⁰が2014年5月8日に新しく発足された。情報通信戦略委員会は情報化政策を国家次元で一括して調整するコントロールタワーとしての役割が期待されている。

4. 電子政府政策ネットワークの変化

4.1 I期の政策ネットワーク

4.1.1 主要アクター

I期の主要アクターは、大統領府、行政刷新委員会³¹、情報化推進委員会、旧情報通信部（旧通信部）、旧総務処、旧企画予算処³²、旧韓国電算院となる。その中でも最も重要な役割を果たしたのは行政刷新委員会であり、旧情報通信部の新設を決定するなど金永三大統領の情報化推進の意志を実務レベルでサポートした。I期の参加者は政府関係者による公式的アクターのみで、学界や市民などの非公式的アクターの活動は見られなかった。

4.1.2 政策ネットワークの構造

電子政府政策ネットワークが形成される時期であり、政府関係者のみによる閉鎖的な政策コミュニティの形態を見せている。また、明確なビジョンの提示はできなかったものの、情報化政策を巡る意見の調整を大統領府で行い、アクター間関係は比較的協力的な状態であったと

みられる。

4.1.3 政策ネットワークの環境

大統領が情報化政策に積極的に関わり、政策過程に参加するアクターの意見調整を大統領府で直接行っていた。国家情報化を重要課題として設定すること自体が、大統領の支持につながる時代であったことが影響しているとみられる。大統領から多くの政治的支持が得られた初期のこのような環境は韓国の電子政府事業が迅速に進められる原動力となった。

4.2 II期の政策ネットワーク

4.2.1 主要アクター

II期の主要アクターは、電子政府特別委員会、大統領府、旧企画予算処、旧情報通信部、行政自治部、情報化推進委員会³³、旧韓国電算院となる。この時期のアクターらには明確な役割分担が行われていて、情報化政策全般に対する点検・評価は電子政府特別委員会、業務の調整は大統領府政策企画秘書官、予算確保・汎政府的連携は旧企画予算処、実務の推進は行政自治部と旧情報通信部が担い、旧韓国電算院が技術的に支援した。II期からは非公式アクター、いわゆる学会や市民団体の活動も活発になった（ジョン、2001：200-201）。1997年12月に韓国行政学会の傘下に電子政府研究会が発足された以降、行政改革市民連合³⁴、韓国電子政府立法フォーラム³⁵など市民団体も電子政府政策に関する提言や世論形成に関わっていた³⁶。

²⁹ 未来創造科学省には科学技術政策・研究開発を担当する次官とICTを担当する情報通信技術次官のポストが設置された。

³⁰ 情報通信戦略委員会は国務総理を委員長とし、民間委員13人と政府委員12人による25人で構成される委員会である。民間委員としては、大学教授5人、企業関係者3人、政府傘下研究所2人、法務法人代表1人、病院院長1人、OECD ICPP 副委員長1人が委嘱されている。

³¹ 1993年4月から1998年4月まで存続していた金永三大統領の諮問機構であり、金永三政府の主要政策を審議・調整した。

³² 2008年に企画財政部へ再編された。

³³ 金大中政府・盧武鉉政府はこの委員会を存続させながら別途の電子政府委員会を発足させたので、両政府において情報化推進委員会は重要な役割を果たしていなかった。

³⁴ 行政改革市民連合は市民の目線で政府をチェックするために1997年12月9日に設立された非営利市民団体で、主に行政学者、市民活動家、企業家を中心となっている。活動内容としては、各分野別政策や行政に対するモニターリングと問題提起、そして代案提示となっている（パク、2005：24-26）。

³⁵ 行政学会の電子政府研究会と行政改革市民連合の活動にも深くかかわっている韓国外国語大学の黄成洵教授の主導で設立された非営利法人団体である。2001年制定された「電子政府法」の素案を行政自治部の委託により作成している。

³⁶ 学会や市民団体は電子政府に対する研究を行い、セミナーや討論会などを通じて電子政府の概念を拡散させることに一助した。

4.2.2 ネットワークの構造

Ⅱ期では業務重複を防ぐために省庁間の共通問題などを点検する会議を周期的に開催し、事業の進捗状況を把握すると共に、その状況を政策企画秘書官が大統領に直接報告する（キム、2011：59）など、アクター間の明確な業務分担による協力的ガバナンスの体系が構築されていた。また、非公式アクターの活動も活発になりはじめたことから、韓国の電子政府政策ネットワークは開放的な状態に変わっているとみられる。

しかし、Ⅱ期の終盤から旧情報通信部と行政自治部の間に葛藤の兆候が見られた。葛藤の発端は1999年12月に制定された旧情報通信部の所管の「電子署名法」である。韓国では実生活で広範囲に使用される共通番号制度³⁷が実施されているが、所管省は行政自治部となる。「電子署名法」の制定により、現実社会の身分確認は行政自治部が、仮想空間の身分確認は旧情報通信部が行うこととなった。さらに、電子政府事業に関する行政自治部の担当業務が旧情報通信部に移管される可能性が提起されると、行政自治部は電子政府の事業の主導権に強い意欲を見せ始めた（ジョン、2001：194-195）³⁸。

4.2.3 政策ネットワークの環境

韓国における電子政府推進の歴史上、最も強力な大統領の関与と支援が行われた。その背景にはIMF危機とそれの克服手段として情報化が推進された点などが考えられる。そのおかげで、電子政府特別委員会は非常に強いリーダーシップを発揮し、電子政府事業は予定よりも早く完了されるとともに、韓国の電子政府の取り組みが世界から評価され始めた。2002年度

のUNDESAの評価では15位、2003年度では13位、電子政府指数は世界平均0.42を大きく上回る0.737となった（UNDESA、2003：20）。

4.3 Ⅲ期の政策ネットワーク

4.3.1 主要アクター

Ⅲ期における主要アクターは行政自治部、旧情報通信部、電子政府専門（特別）委員会、情報化推進委員会、旧韓国情報社会振興院となる。電子政府政策の企画・総括機能を行政自治部が担い、旧情報通信部が技術的に支援することで、役割分担に変化が生じた。非公式アクターの活動も活発になっていたが、主に旧情報通信部と行政自治部が自分に有利な世論を形成するために開催するセミナーやシンポジウムでの活動が多かった（ユ&ユン、2006：410-411）。

4.3.2 政策ネットワークの構造

Ⅲ期のアクター間関係は深刻な葛藤状態であった³⁹。そもそも行政自治部と旧情報通信部の間には電子政府の概念を巡る認識の差が存在していた。旧情報通信部は電子政府を「国家情報化の下位概念」としてとらえていたが、行政自治部は「中央政府と地方政府が推進するすべての情報化」を電子政府の概念と認識し、電子政府の企画・執行・管理から事業実施まで至るすべての業務を所管しようとした。

そして、このような状態は電子政府の推進に否定的な影響を及ぼした（ユ&ユン、2006：411-414）。まず、法律・制度整備はもちろん事業進捗の遅延をもたらした⁴⁰。また、総括する行政自治部の力量不足から省庁間の意見調整ができなかった。いわゆる、ITに対する専門的

³⁷ 韓国の共通番号制度は1962年制定された住民登録法に基づいて実施されている。

³⁸ 行政自治部は2001年に制定された「電子政府法」の法案作成を主導したが、電子政府事業の推進組織を行政自治部に一元化することが盛り込まれていた。

³⁹ この葛藤の根本原因は管轄権の重複である。政府組織法の改正により「行政自治部長官は…行政革新、行政能率、電子政府…に対する事務を所管する（第34条1項）」、「情報通信部長官は…情報通信…に関する事務を所管する」（第38条）と規定されていたが、「電子政府」と「情報通信」の概念の曖昧さが指摘されている（ユ&ユン、2006：406）。

⁴⁰ 「電子政府法改正案」と「情報システムの効率的導入及び運営等に関する法案（以下ITA法）」、そして「政府業務評価基本法案」の遅延がそれである。行政自治部所管の電子政府法改正案は2004年12月に立法予告されていたが、情報通信部との協議がスムーズに行かず、2006年6月13日に漸く国会に上程された。情報通信部所管のITA法案もITA事業に対する主導権争いにより2年間漂流し、2005年4月になって国会に上程された。政府業務評価基本法も2005年の上半期に制定されることが予測されていたが、2006年3月に制定された。また、電子政府31大ロードマップ課題は2003年8月に基本計画が発表されていたが、2005年2月の時点でシステムの開発に着手した課題は31大課題の中で21であった（ユ&ユン、2006：412）。

知識を持つ旧情報通信部から適切な支援が得られなくなり、行政自治部のリーダーシップの発揮が難しくなった⁴¹。

4.3.3 政策ネットワークの環境

盧武鉉政府は金大中政府のように推進体系を変えたが、金大中大統領のように運営支援団を設置したり大統領府秘書官を通じて直接的に報告を受けたりするなど積極的な関与はしなかった。大統領の仲裁により省庁間葛藤が和らげることもあったが(ユ&ユン、2006:414)、旧情報通信部と行政自治部の協力を引き出すことはできなかった。盧武鉉政府の最大の関心事は「国家均衡発展」であり、首都移転や革新都市に関連する法律の整備で手に余る状態であった。さらに、政治圏では保守・進歩を巡る理念の戦いが最も激しかった時期で、盧武鉉大統領の弾効決議という大きな政治的事件も発生した⁴²。

4.4 IV期の政策ネットワーク

4.4.1 主要アクター

IV期の主要アクターは、旧行政安全部、旧知識経済部、放送通信委員会、国家情報化戦略委員会となる。李明博政府は別途の大統領直属の委員会を設置せず、情報化基本法に基づいて設置されていた既存の情報化推進委員会を国家情報化戦略委員会に再編し、情報化政策を総括・調整する最高の機構にした。

4.4.2 政策ネットワーク構造

IV期の政策ネットワークは、葛藤というより混乱の状態であったといえる。特に情報化政策に対する調整力の不在及び政策企画能力の

欠如で、電子政府政策ネットワークはまったく機能しなかった(キム、2012:7-8、キム他、2012:38-45、ジョン、2010:146-154)。単独で情報化政策を総括することになった旧行政安全部は技術・ICTに対する知識の不在から、情報化政策全般に対するコントロールタワーとしての役割を遂行することができず、他の省を統制する力をなくしていた。実際に李明博政府の代表的な失政として、旧情報通信部と旧科学技術庁の解体があげられている⁴³。さらに、企業側からも不満が増加し、全体的な国家のICT戦略を描くことができなかったという批判が多かった。

4.4.3 政策ネットワークの環境

李明博政府は既存の情報化推進委員会を国家情報化戦略委員会に再編することで、電子政府政策を継続して推進するという意志は示したものの、それ以外の支援は行われなかった。また、旧情報通信部の解体による混乱が収拾できなくなると、大統領府にIT特別補佐官を設置するなどの対策を講じたが、問題の解決には至らなかった。

4.5 V期の政策ネットワーク

4.5.1 主要アクター

V期の主要アクターは未来創造科学部、行政自治部(旧安全行政部)、情報通信戦略委員会、韓国情報化振興院となる。非公式アクターとして学会の活発が再び活発になったが、ICTガバナンスに対する提言及び、朴槿恵政府の新しいアジェンダとして設定された「政府3.0事業」⁴⁴に対する研究が中心となっている。

⁴¹ 電子政府ロードマップ31大課題が期間内に完了できないと憂慮する指摘が多かった(韓国デジタルタイムズ「電子政府課題の解法」2006年11月6日)。

⁴² 盧武鉉大統領の政治的基盤は非常に弱かった。韓国の政治歴史上、盧武鉉政府だけに存在していた「開かれたウリ党」(2003年-2007年)は執権党であったにも関わらず、2007年に大統合民主新党(現新政治民主連合)に吸収される形で歴史から姿を消した。「ウリ党」の誕生から消滅までが5年という短い間に発生し、当時の韓国政治が非常にダイナミックに動いていたことを表している。

⁴³ 「科学技術界74% “科学技術庁・情報通信部の廃止は失政”」韓国ハンギョレ新聞、2010年4月27日。このような世論を意識したか、朴槿恵候補者は科学と情報通信技術を強調し、それを統括するために「未来創造科学部」の新設を公約として掲げた。

⁴⁴ 「政府3.0」とは、政府が無線・モバイルなどの技術を活用して、公共問題を解決しようとする取り組み全般を指す言葉で、政府機関が持つ情報を国民にむけて積極的に「公開・共有」し、政府間の「コミュニケーション(疎通)・協力」を引き出すと同時に、縦割り行政をなくそうとする行政改革の一環として位置付けられる。また、政府3.0は地方自治体が中心となって推進する「地方3.0」事業と連携されるが、防災、福祉、経済など国民生活と密接な問題を解決するシステムを構築することで、高い水準の行政サービスの提供を目指す。2014年7月に国務総理室傘下に「政府3.0推進委員会」が発足し、「政府3.0」事業を進める体系が整えられている。

4.5.2 政策ネットワークの構造

李明博政府における情報化政策に対するコントロールタワーの不在からくる混乱を防ぐために、未来創造科学部と情報通信戦略委員会が設置された。しかし、未来創造科学部が政策総括担当として参入したばかりなので、V期の政策ネットワークの構造に対する把握は、少し時間が必要であると判断される。また、未来創造科学部と行政自治部との間で目立つ葛藤は見られていない⁴⁵。

4.5.3 政策ネットワークの環境

朴槿恵政府は最先端の科学及び情報通信の技術を活かした創造経済の実現を国家ビジョンとして提示している政府であるが、大統領が情報化政策に直接的に関与するよりは未来創造科学部と国務総理室を通じてコントロールしている。それは、韓国内で主要な電子政府事業が完了されているなど、電子政府に関連する重要目標が達成されていることが大きな原因であると考えられる。現在、韓国の電子政府は政府3.0

事業とともに、電子政府に関連するプログラムを海外に輸出する事業に力点が置かれている⁴⁶。

5. おわりに

以上で、韓国における電子政府政策ネットワークの変化を時期別に検討してみたが、その結果は以下のようにまとめられる。

第一に、I期の政策ネットワークは参加するアクターが政府関係者のみで、お互い協力する関係にありながら閉鎖的な構造であった。第二に、II期では学界・市民団体などの非公式アクターの活動が活発になり、政策ネットワークの規模は拡大すると同時に、開放的な状態に変わっている。また、大統領の強力な支援により、政策ネットワーク内のアクターらは協力的な関係を形成していた。第三に、III期の政策ネットワークはアクター間の関係が深刻な葛藤状態であるとともに、大統領の関与も消極的になっていた。第四に、IV期の政策ネットワークは旧情報通信部の解体に伴う重要アクターの不在が新

表5 政策ネットワークの変化

時期	政策ネットワーク
I期	参加するアクター：少数の政府関係者 構造：閉鎖的・協力的 環境：大統領の積極的関与
II期	アクターの入れ替え：あり（民間アクターの参入） 構造：開放的・協力的（競争） 環境：大統領の積極的関与
III期	アクターの入れ替え：あり（既存アクターの役割変更） 構造：開放的・葛藤的 環境：大統領の消極的関与
IV期	アクターの入れ替え：あり（重要アクターの不在） 構造：開放的・葛藤的 環境：大統領の消極的関与
V期	アクターの入れ替え：あり（新たなアクターの参入） 構造：開放的・競争的（協力） 環境：大統領の消極的関与

<出所> 筆者作成

⁴⁵ 2014年4月16日に発生したセウォル号事故の影響で、旧安全行政部は電子政府の主導権争いをする余裕はなかったことも影響するとみられる。韓国において災難・事故のコントロールタワーは旧安全行政部が担っていたが、事故以降にその機能は国務総理室に移管された。また、旧安全行政部は韓国の中央省庁の人事権と組織権を保有していたが、その権限も相当縮小される形で2014年5月に行政自治部に再編された。

⁴⁶ 2013年に電子政府プログラムがアジア・アフリカ、中南米、中東、ヨーロッパの31か国に輸出され、4億1928万ドルの収益があったと報道されている。電子政府プログラムの海外輸出を支援するために、2013年11月に民官共同で「(社)韓国電子政府輸出振興協会」が設立されている。(韓国デジタルタイムズ(2014)「UN電子政府評価 韓国3回連続1位」6月24日)。

たな混乱をもたらし、情報化政策におけるコントロールタワーとしての役割の重要性を改めて認識させた。第五に、V期の政策ネットワークでは未来創造科学部という新たなアクターが参入し、情報化政策全般を総括する中で、2015年現在に目立つ葛藤は見られていない。

本研究は政策ネットワークの変化という概念と、その変化はいかに観察できるのかを検討したものである。そして、韓国の電子政府政策ネットワークは時期別に常に変化していたことも確認された。しかし、このような変化は電子政府政策の成果に大きな影響を及ぼしたとはみられない。韓国の電子政府事業は完了時期が遅れたり、関連法案の作成及び成立が遅延されたりするなどのことはあったが、掲げていた目標はすべて達成されていた。政策ネットワークの変化はなぜ電子政府政策にそれほど影響を及ぼしていなかったのか。その理由について以下のことを考えてみた。

第一に、韓国の電子政府の成果が世界的に評価されていたことが考えられる。金大中政府で世界15位であった電子政府事業は盧武鉉政府で5位になるなど、アジア国の中では最も高い順位となっていた。情報化分野では世界をリードしているという認識は政策ネットワーク内のアクターが何があっても目標を完了せざるを得ない圧迫要因として働いた可能性がある。

第二に、韓国の電子政府政策過程には民間アクターも多く参加しているが、ICTに関連する専門的知識が最も要求される分野ということから、民間アクターが政策形成を主導していた可能性がある。ソン&ゾ(2007:29)は省庁間の葛藤が激しかった盧武鉉政府においても「電子政府ロードマップ31」課題が期間内に完了された要因の一つとして、ロードマップの形成や執行過程において官僚だけではなく、有職者や民間企業などの専門家が参加するガバナンス体制が形成されていたことを指摘している。韓国の電子政府に関連する政策決定には、I期(政府刷新委員会) - II期(電子政府特別委員会) - III期(電子政府専門(特別)委員会) - IV期(国家情報化戦略会議) - V期(情報通信戦略会議)が中心的役割を担っていたが、この委員会を通じて民間アクターが政策形成に深く関わり、省庁間の葛藤により発生する問題を民間が補っていたことが考えられる。

第三に、Compston(2009:34)は、政策ネットワーク内におけるアクターの入れ替えによりアクターの資源、選好、戦略、ネットワークの規範・ルールが変更され、それがアクター間の資源交換に繋がると政策が変化すると主張しているが、この意見からするとアクターの入れ替えによりアクター間の資源交換が行われなかった可能性がある。しかし、Compstonの主張は実証されていないものであり、この観点からはさらなる検証が必要であると考えられる。

本研究では政策ネットワークの変化と政策成果の関連性までは確認することはできなかった。このテーマについては、上で提示した3つの点を含めて、後続の研究課題にしたい。

<参考文献>

【日本語文献】

- 安 善姫「中心市街地活性化における政策ネットワークの比較研究—日本と韓国の比較の観点から—」『同志社政策科学研究』第10巻第1号、2009年、103-119頁。
- 今里 佳奈子「政策ネットワーク間関係からみる社会福祉制度改革」『季刊行政管理研究』第98巻、2002年、42-55頁。
- 今村都南雄『官庁セクショナリズム』2006年、東京大学出版会。
- 「省庁間の政治手続き—一つの試行的な接近」『年報政治学』日本政治学会、1985年、117-146頁、岩波書店。
- 風間 規男「災害対策基本法の制定：防災政策ネットワークの形成」『近畿大学法学』第50巻第1号、2002年、1-82頁。
- 「マイクロレベルの政策分析とメソ・レベルの政策分析」『同志社政策科学研究』第10巻第2号、2008年、1-20頁。
- 「新制度論と政策ネットワーク論」『同志社政策科学研究』第14巻第2号、2013年、1-14頁。
- 佐藤 圭一「日本の気候変動政策ネットワークの基本構造：三極構造としての団体サポート関係と気候変動政策の関連」『環境社会学研究』第20巻、2004年、100-116頁。
- 西岡 晋「福祉国家再編のメソ・レベル分析に向けて—政策ネットワーク論からのアプローチ—」『早稲田政治公法研究』第75巻、2004年、199-235頁。
- ### 【韓国語文献】
- イ・ヒョンドク「大統領と情報通信部：文民政府の情報通信秘話1」ソウル：ブックコンサート、2012年。
- ユ・ホンリム&ユン・サンオ「電子政府の推進過程における省庁間葛藤分析：行政自治部と情報通信部の葛藤を中心に」『韓国政策科学学会報』第10巻第4号、2006年、397-420頁。
- キム・ヨンミ「電子政府と政府革新—変化の過程と方向—」『韓国政策学会夏季学術発表論文集』2005巻0号、2005年、51-63頁。

- キム・ドンウク「電子政府の推進体系、このままでいいのか」政策知識センター第20回フォーラム、2009年。
- キム・ソクジュ「韓国における電子政府の成功要因と今後課題」『韓国均衡発展研究』第2巻第3号、2011年、55-70頁。
- キム・ソンス「韓国における政治—行政関係の特性の比較分析：政策過程における長官と高位官僚の関係を中心に」『韓国社会と行政研究』第16巻第4号、2006年、1-22頁。
- キム・ミョンファン「ICTガバナンスの役割と形態」『韓国行政学会夏季学術発表論文集』2012巻0号、2012年、1-19頁。
- キム・サンテク他「国家ICT改編方策」『情報と社会』第22巻、2012年、35-61頁。
- ジョン・チュンシク「電子政府法の制定過程及び問題点分析」『21C政治学会』第11巻第2号、2001年、189-212頁。
- _____「情報通信産業支援のための政府組織の改編方向：情報通信産業支援機能の再設計のための論議」『韓国社会と行政研究』第21巻第3号、2010年、135-161頁。
- ソン・ヒジュン&ゾ・テク「韓国の電子政府—成果と課題—」『情報化政策』韓国情報化振興院、第14巻第4号、2007年、20-37頁。
- パク・スジョン「行政学関連主要機関及びNGO団体の紹介I：行政改革市民連合」『韓国行政フォーラム』韓国行政学会、109巻0号、2005年、24-26頁。
- パク・ジェヒ他「中央省庁の葛藤管理方策」『KIPA研究報告』韓国行政研究院、2004年。
- 政府革新地方分権委員会「参与政府の電子政府」2005年。
- 電子政府特別委員会「電子政府白書」2003年。
- 韓国電算院「韓国における情報化政策の発展史」2005年。
- 韓国情報化振興院「2009年度国家情報化白書」2009年。
- _____「2011年度国家情報化白書」2011年。
- _____「2013年度国家情報化白書」2013年。
- _____「2014年度国家情報化白書」2015年。
- 韓国ハンギョレ新聞「科学技術界74% “科学技術庁・情報通信部の廃止は失政”」2010年4月27日。
- 韓国デジタルタイムズ「電子政府課題の解法」2006年11月16日。
- 韓国デジタルタイムズ「UN電子政府評価 韓国3回連続1位」2014年6月24日。
- 韓国デジタルデイリー「未来部、ICT政策の総括に限界：情報通信戦略委の役割強化すべき」、2014年8月17日。
- 韓国電子新聞「国家情報化戦略委員会「存廃」危機」2011年8月8日。
- 電子新聞「イ・ヒョンドクの情報通信部」の連載サイト (<http://www.etnews.com/20141120000039>) 2015年3月アクセス。
- D.Marsh&R.A.W.Rhodes, *Policy Networks in British Government*, Oxford: Clarendon Press. 1992.
- G.Peters *Managing Horizontal Government: the Politics of Coordination*, *Public Administration*, Vol.76 (Summer), 1998, pp.295-311.
- H.Compston, *Policy Networks and Policy Change: Putting Policy Network Theory to the Test*, London: Palgrave macmillan. 2009.
- J.K.Benson, A Framework for Policy Analysis, *Interorganizational Coordination: Theory, Research and Implementation*, ed. by D.L.Rogers, Ames: Iowa State University Press, 1982.
- K.Dowding, Model or Metaphor? : A Critical Review of the Policy Network Approach, *Political Studies*, Vol.43, No.1, 1995, pp.136-158.
- M.Howlett&M.Ramesh&A.Perl, *Studying Public Policy: Policy Cycles & Policy Subsystems*, Oxford: Oxford University Press. 2009.
- M.J.Smith, *Press, Power and Policy: State Autonomy and Policy Networks in Britain and the United States*, London: Harvester Wheatsheaf. 1993.
- T.A.Börzel, Organizing Babylon: On the Different Conceptions of Policy Networks, *Public Administration*, Vol.76, No.3, 1998, pp.253-273.
- UNDESA, *Global E-government Survey 2003*. 2003.
- U.Yanay, Reaction to Domain Overlap, *Administration & Society*, Vol.21, No.3, 1989, pp.340-356.

【英語文献】

- C.Hay&D.Richardson, The Tangled Webs of Westminster and Whitehall: The Discourse, Strategy and Practice of Networking within the British Core Executive, *Public Administration*, Vol.78, No.1, 2000, pp.1-28.
- D.Marsh, *Comparing Policy Networks*, Buckingham: Open University Press. 1998.
- D.Marsh&M.J.Smith, Understanding Policy Networks: Towards a Dialectical Approach, *Political Studies*, Vol.48, No.1, 2000, pp.4-21.